

栗山町（建設工事等）

栗山町建設工事等競争入札参加資格審査申請実施要領

令和 7・8 年度において栗山町が発注する建設工事等（建設工事の請負及び設計、測量等の工事関連業務）の契約に係る競争入札参加資格審査申請の受付を次の要領で実施します。

なお、資格者として名簿に登録されたことによって、必ず発注があるということではありませんので、ご了承ください。

第 I 競争入札参加資格について

1 審査基準日

令和 6 年 1 2 月 1 日（随時申請にあつては、申請しようとする月の初日）

2 入札参加者の資格要件

(1) 基本的要件（欠格要件）

次の各号に該当する者は、資格審査申請をすることができません。

①未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

（地方自治法施行令（以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項）

②破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者（政令第 167 条の 4 第 1 項第 2 号）

③契約の締結及び履行に関して不正又は不誠実な行為等を行い、資格の排除を受けている者（政令第 167 条の 4 第 2 項）ただし、資格の排除が令和 7 年 3 月 3 1 日（随意申請にあつては、申請しようとする日の前日）までに終了するものを除く。

④本町の町税に滞納がある者

⑤法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に滞納がある者

⑥暴力団員（栗山町暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 16 条）以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。（以下同じ。）。又は、暴力団関係事業者（条例第 2 条第 3 号）に規定する「暴力団関係事業者」をいう。）に該当する者

⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者（政令 167 条の 4 第 1 項第 3 号）

(2) 建設工事等の種別による要件

ア 建設工事の資格要件

- ①審査基準日において、申請する種別それぞれの資格に対応する建設業の許可を有する建設業者で、かつ、その建設業の許可を受けてから 2 年以上引き続き事業を営んでいること。（解体工事業にあつては、許可をうけるまで継続して営む、とび・土工工事業の経過年数を含む）
- ②申請する種別のそれぞれの資格に対応する建設業の許可について経営事項審査を受け、その結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を有しており、かつ、その結果通知書の基準日（決算日）が令和 5 年 9 月 2 日（随時申請の場合にあつては、資格審査を申請する日の 1 年 7 か月前の直後の事業年度の終了の日）以降で、かつ、最新のものであること。
- ③支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合には、当該権限等の委任を受けた者（以下「受任者」という。）が同様の許可を有していること。
- ④雇用保険、健康保険、厚生年金保険のすべてに加入している事業所であること。ただし、加入義務のない事業所については、この限りではない。

イ 設計、測量等の工事関連業務（以下「設計等」という。）の資格要件

a 共通要件

- ①審査基準日において、引き続き 1 年以上その事業を営んでおり、かつ、直前 1 年間にその事業に係る売上高を有し、かつ、直近 1 年度において、当該工事等種別に係る契約実績を官民間問わず有していること。（本社で登録の場合は、本社における契約実績を、支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合は、委任者において契約実績を有していること。）
- ②支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合には、受任者が同様の許可等を有していること。

b 工事等種別による要件

- ①建築設計の資格にあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合は、この限りではない。
- ②測量の資格にあつては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく測量業者の登録を受けていること。
- ③施設等保全業務（街路樹管理）の資格にあつては、造園工事の建設業許可を有していること。

3 年間委任について

本店の代表者が支店又は営業所の代表者（以下「受任者」という。）に対し、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限を資格の有効期限を通じて委任

しようとするときは、栗山町指定の年間委任状を提出してください。（記載内容が一致していれば、任意の様式で提出してもかまいません。）なお、年間委任については、その一部の権限だけを委任することはできません。

また、当該受任者が希望する資格に対応する許可又は登録（**2**の（2）に掲げる要件を満たすもの。）を有していないときは、年間委任をすることができません。

4 協同組合等の取扱い

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき設立された協同組合、企業組合及び中小企業団体組合に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づき設立された協業組合が次のいずれかに該当するときは、**2**の（2）のうち営業年数に関する資格要件を適用しません。

①経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有しているとき。

②設立の際に、構成員の過半数が競争入札参加資格を有しているとき。（協同組合又は協業組合に限る。）

5 栗山町建設工事等級格付けについて（栗山町内業者のみ）

栗山町建設工事等級格付け希望申出書（栗山町内業者のみ）

本町の格付対象工種（土木、建築、舗装、電気、水道施設、管、解体）に格付けを希望する栗山町内に本店を有する建設業者は、本申出書【別表 3】を提出してください。

なお、格付対象工種に必要な建設業の許可は、別表 2 に掲げるとおりです。

(1) 提出先 栗山町役場建設課 総務管理グループ

6 資格の有効期限

令和 7 年 4 月 1 日（随時申請にあつては、資格を有するものと認められた日）から令和 9 年 3 月 31 日まで

第Ⅱ 資格審査の申請について

1 申請の方法

一般財団法人北海道建設技術センターが実施する北海道市町村入札参加資格共同審査システムによりインターネットでの電子申請を行ってください。

方法等については、ポータルサイトに掲載されている「北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き」及び「様式等」をご参照ください。

(1) 受付方法 電子申請

(2) 申請先 北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル

(URL : <https://www.hoctec.info/kyoshin/>)

(3) 問い合わせ先

一般財団法人 北海道建設技術センター 市町村支援課 入札参加資格審査担当

TEL：011-733-2322 （土日祝を除く9時から17時まで）

2 受付期間

(1) 定期の申請をする者

ア 受付期間

令和6年12月15日から令和7年2月17日

イ 資格の有効期限

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

(2) 随時の申請をする者

ア 受付期間

令和7年4月1日から令和8年11月30日

イ 申請書郵送先及び持参提出受付場所・時間

上記定期の申請と同じ。

3 再審査の申請

競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請をすることができます。

ア 競争入札参加資格者の営業が、相続、合併または譲渡により移転された場合

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（資格を有するものである者に限る。）を変更した場合

ウ 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合

4 変更届の提出について

次のいずれかに該当するときは、記載事項の変更を町長に届け出なければなりません。なお、届け出の際は、競争入札参加資格変更届（共通・独自様式）を使用してください。

ア 名称又は商号に変更のあったとき。

イ 法人の場合、代表者または受任者に変更のあったとき。

ウ 住所又は電話番号及びファクシミリ番号に変更のあったとき。（本店又は道内の支店若しくは営業所に係るものに限る。）

- エ 組織に変更のあったとき。
- オ 建設工事に係る資格者において、法令による免許等を有する技術者（北海道内に勤務する者に限る。）に変更のあったとき。
- カ 登録された工事等種別に係る許可、免許又は登録等に変更のあったとき。
- キ その他、町長が必要と認めたとき。

5 申請先及び問合せ先

一般財団法人 北海道建設技術センター 市町村支援課 入札参加資格審査担当

TEL：011-733-2322 （土日祝を除く9時から17時まで）

(別表 1)

令和 7・8 年度 栗山町建設工事等競争入札参加資格の種類（工事等種別）について

【建設工事】（これらの工事等種別に関連する修繕の請負も入札参加の対象となります。）
建設業法別表に掲げる建設工事の種類

【設計、測量等工事関連業務】

工事等種別	左の資格に必要な登録	主な業務の内容及び留意事項
建築設計	一級建築士事務所、二級建築士事務所 ※建築設備設計のみの場合を除く。	建築物の設計をいい、建築設備のみの設計を含む。
土木設計		土木施設物の設計をいう（公園緑地を含む）。
測量	測量業者	一般測量のほか、航空測量を含む。
地質調査		地質又は土質の調査をいい、計測を含む。
技術資料作成		建築設計、土木設計、測量及び地質調査以外の建設 工事に関連するコンサルト業務（補償コンサルタン ト、コンピューターを用いた高度な技術資料を作成 する業務、台帳補正作成、都市計画関係調査、土木・ 建築に関連する関係調査（環境調査等）を含む。）
道路清掃		
造林		植栽、播種、保育等をいい、地植えを含みます。
施設等保全管理 (1) 漏水調査 (2) 埋設管渠調査・設計 (3) 街路樹管理 (4) 上水道施設維持管理 (5) 下水道施設維持管理	(3) 造園工事	(1) 水道管等の漏水調査をいう。 (2) 下水道管渠内清掃、下水道管路内TVカメラ調査等をいう。

(別表 2)

栗山町建設工事等級格付対象工種と必要な建設業の許可

格付け対象工種	格付けに必要な建設業許可
土木	土木工事業又はとび・土工工事業
建築	建築工事業
舗装	舗装工事業
電気	電気工事業
水道施設	水道施設工事業
管	管工事業
解体	解体工事業

別表 3

※栗山町に本店を有する企業のみ提出可

栗山町建設工事等級格付け希望申出書

所在地
商号又は名称
代表者職氏名



令和7・8年度の栗山町建設工事等級格付けにおいて下記の工種の格付けを希望します。

記

工種	※希望する工種欄に○印をする	格付けに必要な建設業許可	最新の総合評定値 通知書のP点
土木		土木工事業	点
		とび・土工工事業	点
建築		建築工事業	点
舗装		舗装工事業	点
電気		電気工事業	点
水道施設		水道施設工事業	点
管		管工事業	点
解体		解体工事業	点